

山運達第 2 号

中国運輸局山口運輸支局封印取付け委託者準則の一部を改正する達を次のように定める。

平成26年12月10日

中国運輸局山口運輸支局長



中国運輸局山口運輸支局封印取付け委託者準則の一部を改正する達

中国運輸局山口運輸支局封印取付け委託者準則(平成18年10月18日山運達第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第二号(2)中、「新たな地域名表示ナンバープレート(「新たな地域名表示ナンバープレートの導入について(要綱)平成16年11月29日付け国自管第115号」に基づいて導入した自動車登録番号標。以下「ご当地ナンバー」という。)」を、「「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令」(平成18年9月21日国土交通省令第89号)、「自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成20年10月31日国土交通省令第90号)及び「自動車登録規則等の一部を改正する省令」(平成26年10月17日国土交通省令第83号)に基づき導入した自動車登録番号標(以下「新たな地域名表示ナンバープレート」)。(以下「新たな地域名表示ナンバープレート」という。)」に改める。

同条第三号(2)中、「ご当地ナンバーの導入に伴い」を「新たな地域名表示ナンバープレートの導入に伴い」に改める。

中国運輸局山口運輸支局封印取付け受託者準則 改正後	中国運輸局山口運輸支局封印取付け受託者準則 改正前
<p style="text-align: center;">平成18年10月18日山運達第 2 号 一部改正 平成20年11月 4日山運達第2号の2 一部改正 平成24年10月30日山運達第 1 号 一部改正 平成26年12月10日山運達第 2 号</p>	<p style="text-align: center;">平成18年10月18日山運達第 2 号 一部改正 平成20年11月 4日山運達第2号の2 一部改正 平成24年10月30日山運達第 1 号</p>
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>
<p>第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>一 甲種受託者 乙種受託者及び丙種受託者以外の受託者</p>	<p>一 甲種受託者 乙種受託者及び丙種受託者以外の受託者</p>
<p>二 乙種受託者 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、その販売する自動車について以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者</p>	<p>二 乙種受託者 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、その販売する自動車について以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者</p>
<p>(1) 自ら販売する自動車について</p>	<p>(1) 自ら販売する自動車について</p>
<p>ア 当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合</p>	<p>ア 当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合</p>
<p>イ 当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合</p>	<p>イ 当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合</p>
<p>ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をした場合を除く。）に限る。）</p>	<p>ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をした場合を除く。）に限る。）</p>
<p>エ 変更登録又は移転登録に伴い、車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第3項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合</p>	<p>エ 変更登録又は移転登録に伴い、車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第3項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合</p>
<p>(2) 「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令」（平成18年9月21日国土交通省令第89号）、</p>	<p>(2) 新たな地域名表示ナンバープレート（「新たな地域名表示ナンバープレートの導入について（要綱）平成16年11月29日付け国自管第115号」に基づいて導入し</p>
<p>「自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路</p>	<p>入について（要綱）平成16年11月29日付け国自管第115号」に基づいて導入し</p>

<p>運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成20年10月31日国土交通省令第90号)及び「自動車登録規則等の一部を改正する省令」(平成26年10月17日国土交通省令第83号)に基づき導入した自動車登録番号標(以下「新たな地域名表示ナンバープレート」)の導入に伴い導入地域において導入前に交付された自動車登録番号標を、導入後の自動車登録規則第13条第1項に適合する自動車登録番号標に交換する場合</p> <p>三 丙種受託者 社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体であって、その構成員の販売する自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者</p> <p>(1) その構成員が自ら販売する自動車について</p> <p>ア 当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>イ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令第40条による提示をした場合を除く。)に限る。)</p> <p>ウ 変更登録又は移転登録に伴い、車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第3項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合</p> <p>(2) 新たな地域名表示ナンバープレートの導入に伴い導入地域において導入前に交付された自動車登録番号標を、導入後の自動車登録規則第13条第1項に適合する自動車登録番号標に交換する場合</p> <p>四 有償受託者 第12条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者</p> <p>五 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること</p> <p>六 封印の前渡しを受けない受託者 事業場が山口県外のみ乙種受託者及び丙種受託者で、封印の前渡しを受けず、前第二号又は第三号の封印の取付けが必要な場合、その都度封印の引き渡しを受ける受託者</p> <p>第3条～第14条 (略)</p>	<p>た自動車登録番号標。以下「ご当地ナンバー」という。)の導入に伴い導入地域において導入前に交付された自動車登録番号標を、導入後の自動車登録規則第13条第1項に適合する自動車登録番号標に交換する場合</p> <p>三 丙種受託者 社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体であって、その構成員の販売する自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者</p> <p>(1) その構成員が自ら販売する自動車について</p> <p>ア 当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>イ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令第40条による提示をした場合を除く。)に限る。)</p> <p>ウ 変更登録又は移転登録に伴い、車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第3項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合</p> <p>(2) ご当地ナンバーの導入に伴い導入地域において導入前に交付された自動車登録番号標を、導入後の自動車登録規則第13条第1項に適合する自動車登録番号標に交換する場合</p> <p>四 有償受託者 第12条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者</p> <p>五 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること</p> <p>六 封印の前渡しを受けない受託者 事業場が山口県外のみ乙種受託者及び丙種受託者で、封印の前渡しを受けず、前第二号又は第三号の封印の取付けが必要な場合、その都度封印の引き渡しを受ける受託者</p> <p>第3条～第14条 (略)</p>
---	--

附 則

- 1 この準則は、平成18年11月1日から実施する。
- 2 この準則の実施に伴い「中国運輸局山口運輸支局封印取付け受託者準則」（平成8年8月28日付け山陸達第10号）は廃止する。

附 則

この準則は、平成20年11月4日から実施する。

附 則

この準則は、平成24年10月30日から実施する。
なお、第12号様式の2以外の様式については、当分の間、従前の様式でもよい。

附 則

この準則は、平成26年12月10日から実施する。

附 則

- 1 この準則は、平成18年11月1日から実施する。
- 2 この準則の実施に伴い「中国運輸局山口運輸支局封印取付け受託者準則」（平成8年8月28日付け山陸達第10号）は廃止する。

附 則

この準則は、平成20年11月4日から実施する。

附 則

この準則は、平成24年10月30日から実施する。
なお、第12号様式の2以外の様式については、当分の間、従前の様式でもよい。